

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例 (27) 3
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 (28) 3
- 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 (29) ... 3
- 職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (30) 3
- 労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例 (31) 3
- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 (32) 4
- 世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例 (33) 5
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 (34) 5
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (35) ... 5
- 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例 (36) 6
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例 (37) 6
- 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例 (38) 6
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (39) 6
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (40) 6
- 世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例 (41) 6
- 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例 (42) 7
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (43) 7
- 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例 (44) 18
- 世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例 (45) 18

規 則

- 労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (99) 18
- 世田谷区立大蔵第二運動場条例施行規則の一部を改正する規則(100) ... 18

- 世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則 (101) 19
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (102) 19
- 世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(103) ... 19
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (104) 19
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (105) 19
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(106) ... 19
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (107) 20
- 世田谷区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (108) 20
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (109) 20

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (27) 25
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (28) ... 25
- 宿日直手当支給規程の一部改正 (29) 25
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正 (30) 26

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (485) 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (486) 26
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (487) 26
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (488) 26
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (489) 26
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (490) 26
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (491) 27
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (492) 27
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示 (493) 27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (494) 27
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (495) 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (496) 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (497) 27

- 令和3年第2回世田谷区議会定例会招集の告示 (498) 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (499) 27
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (500) 27
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (501) 27
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (502) 28
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (503) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (504) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (505) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (506) 28
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(507) ... 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (508) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (509) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (510) 28
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (511) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (512) 29
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (513) 29
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (514) 29
- 世田谷区立尾山台地区会館の供用中止の告示 (515) 29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (516) 29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (517) 29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置、区管理水路の区域決定及び供用開始の告示 (518) 29
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表 (519) 29
- 世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (520) 30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (521) 30
- 都市計画法に基づく都市計画決定及び関係図書縦覧の告示 (522) 30
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (523) 30
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (524) 31
- 都市計画法に基づく都市計画変更

及び関係図書縦覧の告示 (525).....31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (551).....33	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和3年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (8)37
○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図書縦覧の告示 (526).....31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (552).....34	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (9)37
○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(527) ...31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (553).....34	○公職選挙法に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙におけるポスター掲示場設置の告示 (10).....37
○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (528).....31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (554).....34	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (11)37
○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の廃止の告示(529) ...31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (555).....34	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和3年6月24日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (12)37
○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (530).....31	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (556).....34	○公職選挙法に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における各投票区の投票所を定める告示 (13)37
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (531).....31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (557).....34	○公職選挙法に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における期日前投票所を定める告示 (14).....37
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (532).....32	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (558).....34	○公職選挙法に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (15)37
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (533)32	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (560).....34	○公職選挙法に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (16) ...37
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (534)32	公 告	○令和3年6月23日世田谷区選挙管理委員会告示第10号の一部を訂正する告示 (17)37
○建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (535).....32	○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画の変更認可の公告 (60)34	○令和3年6月25日告示の東京都議会議員選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示 (18)37
○地方自治法に基づく予算の公表 (536)32	○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画変更の認可に係る図書の縦覧の公告 (61)35	○令和3年6月25日告示の東京都議会議員選挙における投票管理者の一部を変更する告示 (19)37
○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示 (537).....32	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (62)35	○令和3年6月25日告示の東京都議会議員選挙における投票管理者の一部を変更する告示 (20)38
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (538).....32	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (63)35	○令和3年6月25日告示の東京都議会議員選挙における投票管理者職務代理者を変更する告示 (21)38
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (539).....32	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (64)35	告 示 (選挙長)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (540).....32	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (65)35	○公職選挙法に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (541).....32	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (66)35	の告示 (1)38
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (542).....33	○土地区画整理法に基づく越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業施行者吉川市吉川中央土地区画整理組合が発した換地処分通知の送付にかわる当該通知内容の掲示の告示 (67)35	○公職選挙法に基づく令和3年7月
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (543).....33	○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (68)35	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (544).....33	○公売公告兼見積価額公告 (69)35	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (545).....33	○都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (70)36	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (546)33	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (71)36	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (547).....33	○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告 (72)36	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (548).....33	○世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告 (73).....36	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (549)33	○世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告 (74)36	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (550)33	告 示 (選)	
	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (7)37	

4日執行の東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)における候補者届出の告示(2).....38

○公職選挙法施行令に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)における候補者届出書記載事項の異動の告示(3).....38

○公職選挙法施行令に基づく令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)における候補者届出書記載事項の異動の告示(4).....38

告 示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(6).....38

条 例

次に掲げる条例を公布する。
 令和3年6月25日
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第27号**
 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第28号**
 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第29号**
 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第30号**
 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第31号**
 労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第32号**
 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第33号**
 世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第34号**
 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第35号**
 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第36号**
 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第37号**
 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第38号**
 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第39号**
 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 世田谷区条例第40号**
 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第41号**
 世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例
- 世田谷区条例第42号**
 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第43号**
 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第44号**
 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第45号**
 世田谷区議会議員による職員に対するハ

世田谷区立花見堂地区会館	第1会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第4会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第5会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	150円

- 附 則**
- 1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 世田谷区立花見堂地区会館の施設の使用の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立地区会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
- 3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。
- 別表第1の7の3の項を削り、同表の66の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表の66の2の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表の67の2の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表の68の2の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表の68の6の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表の69の6の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改める。

- 附 則**
- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和3年8月1日

- ラスメントに関する条例
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)の一部を次のように改正する。
- 別表第1の2の部中世田谷区立代田南地区会館の項を削り、世田谷区立代田地区会館の項の前に次のように加える。
- | | | |
|--------------|--------------------|------------|
| 世田谷区立花見堂地区会館 | 東京都世田谷区代田一丁目13番14号 | 会議室
音楽室 |
|--------------|--------------------|------------|
- 別表第3の2の部夜間の欄中「午後10時まで(」の次に「世田谷区立花見堂地区会館の施設及び」を加え、同部中世田谷区立代田南地区会館の項を削り、世田谷区立代田地区会館の項の前に次のように加える。

世田谷区立花見堂地区会館	東京都世田谷区代田一丁目13番14号	会議室 音楽室
--------------	--------------------	------------

- (2) 別表第1の7の3の項を削る改正規定 令和3年9月1日

- 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成29年12月世田谷区条例第55号)の一部を次のように改正する。
- 第6条中「第6条第2項から第7項まで」を「第6条第2項」に改め、「(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員を除く。))」を削る。
- 第7条(見出しを含む。)中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則」に改める。
- 附 則**
- この条例は、公布の日から施行する。

- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「別記様式」を「様式」に改め、同項ただし書中「又は」を「その他」に改める。
- 別記様式中「印」を削り、同様式を様式とする。
- 附 則**
- この条例は、公布の日から施行する。

- 労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「定める」を「必要な事項を定める」に改める。

第2条第2号中「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「扶養親族」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」の「に」に改める。

第14条第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加え、同条第2号中「二人」を「2人」に改める。

第20条第1項第2号から第4号までの規定中「当該法人」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人」に改め、同項第5号中「を除く」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」に改める。

第24条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第36条の9第3項」を加え、同条第5項中「申告書が」の次に「その提出」を加え、「事項を」を「事項についてその提供」に、「が提供」を「がその提供」に、「受理された日」を「申告書は、その受理された日」に、「提供を受けた日」を「申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日」に改める。

第24条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、同条第5項中「申告書が」の次に「その提出」を加え、「事項を」を「事項についてその提供」に、「が提供」を「がその提供」に、「受理された日」を「申告書は、その受理された日」に、「提供を受けた日」を「申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日」に改める。

第36条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の8第1項各号列記以外の部分中「つぎ」を「次」に改め、同項第1号中「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に、「および次条第1項」を「及び次条第1項」に、「および第36条の4」を「及び第36条の4」

に改め、同項第2号中「および」を「及び」に、「または」を「、又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。第36条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書がその提出」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項についてその提供」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者がその提供を受けたとき」と、「退職所得申告書は、その受理されたとき」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項は、その提供を受けたとき」とする。

付則第2条の4第1項中「扶養親族」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」の「に」に改める。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第15条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に、「指定」を「指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。))」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第5項中「同項の」を削り、同条第6項中「第15条第1項から第4項まで」を「第15条第1項から第8項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には

令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第15条の2第1項中「前条第2項から第5項まで」を「前条第2項から第8項まで」に改める。

付則第19条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条第1項の改正規定及び付則第3条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第10条第2項、第14条第1号、第24条の3第1項及び第36条の7の改正規定並びに付則第2条の4第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 令和6年1月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)第20条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支出する同項各号に掲

げる寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が適用日前に支出したこの条例による改正前の世田谷区特別区税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第20条第1項各号に掲げる寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2第4項の規定は、適用日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、適用日以前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の3第4項の規定は、適用日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、適用日以前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の9第3項の規定は、適

用日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の9第3項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

5 新条例第10条第2項、第14条第1号、第24条の3第1項及び第36条の7並びに付則第2条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度以前の年度分の特別区民税については、なお従前の例による。（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例
 世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。
 別表第2 屋外プールの部を次のように改める。

屋外プール

使用者	利用料金、単位時間等			
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	1回			
大人	1,180円	660円	660円	660円
高齢者（65歳以上）	450円	250円	250円	250円
小人（小・中学生）	450円	250円	250円	250円
幼児	無料	無料	無料	無料
障害者	450円	250円	250円	250円
障害者（小・中学生に限る。）	無料	無料	無料	無料
障害者の介助者（区長が定める人数に限る。）	無料	無料	無料	無料

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。（世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「基準該当放課後等サービス支援」を「基準該当放課後等サービス」に改める。
 附則
 この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第57条」の次に「・第58条」を加える。

第57条を第58条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。
 （電磁的記録等）
 第57条 指定障害児入所施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条（前条において準用する場合を含む。）、第18条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に

附則
 この条例は、令和3年7月17日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）
 第1条 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第104条」の次に「・第105条」を加える。
 第104条を第105条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。
 （電磁的記録等）

第104条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第17条第1項（第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）、第21条（第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

世田谷区公報

<p>より行うことができる。</p> <p>2 指定障害児入所施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則 この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区立児童館条例（昭和38年11月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表世田谷区立代田南児童館の項中「代田一丁目21番11号」を「代田一丁目13番14号」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第3条第1項中「施設」を「施設等」に改める。</p> <p>別表松丘小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区弦巻三丁目23番12号」を「東京都世田谷区弦巻三丁目16番10号及び弦巻三丁目23番12号」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、令和3年6月28日から施行する。</p> <p>世田谷区保育料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1B1の項及びB2の項を次のように改める。</p>
--	---	---

B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
<p>別表第1備考第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表備考中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とする。</p> <p>別表第2B1の項及びB2の項を次のように改める。</p>				
B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円

<p>別表第2備考第1項中「、「ひとり親等」及び「ひとり親等」を削り、同表備考中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を削り、第11項を第9項とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料（同条例第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。</p>	<p>うち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第89条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第89条に規定する児童自立支援専門員養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者については、この条例による改正後の第89条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者とみなす。</p>	<p>同条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>附 則 この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>
<p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第100条」の次に「・第101条」を加える。</p> <p>第89条第1項各号列記以外の部分中「児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」を「人材育成センター」（以下この項において「人材育成センター」）に改め、同項第3号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。</p> <p>第100条を第101条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第100条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの</p>	<p>世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。</p> <p>第50条に見出しとして「（委任）」を付し、</p>	<p>世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（目的）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による施設等利用費（以下「施設等利用費」という。）の支給の対象とする認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する基準を子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）で規定するものと同等の水準で定めることにより、認可外保育</p>

施設における子どもの安全及び安心の保障並びに子どもを中心とした保育の実践に寄与し、もって世田谷区の保育の質の向上を図ることを目的とする。
(用語の意義)

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例による。
(小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の基準)

第3条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものに係る基準は、府令第1条第1号に定めるとおりとする。
(小学校就学前子どもの数が5人以下である施設の基準)

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であり、かつ、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするものに係る基準は、府令第1条第2号に定めるとおりとする。
(居宅訪問型保育事業の基準)

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものに係る基準は、府令第1条第3号に定めるとおりとする。

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするもの(前条に規定するものを除く。)に係る基準は、府令第1条第4号に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第2項、第16条、第18条第1項、同条第2項第1号(階から階に至る階段を除く。)、第2号、第6号及び第7号、同条第3項、第19条(便所に係る規定に限る。次項において同じ。)、第21条(令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。)、第22条並びに第24条」を「令第19条及び第25条」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条を次のように改める。

第6条 法第14条第3項の規定により条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 中規模建築物 次のア及びイに定め

るもの並びに次条から第15条まで(第13条第1項第5号ア及びイ(ア)を除く。)及び第16条に定めるもの

ア 令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号及び第2項、第16条、第21条(令第20条第2項の規定による案内設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。)、第22条並びに第24条に規定する基準によるもの

イ 令第18条第1項第2号及び第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第2項第1号(階から階に至る階段を除く。)、第2号、第6号及び第7号(同号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」と読み替えるものとする。)並びに同条第3項に規定する基準によるもの

(2) 中規模建築物以外の特別特定建築物次条から第16条までに定めるもの

第8条第2項中「中規模共同住宅」を「特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅(以下「中規模共同住宅」という。)」に改める。

第13条第1項第5号イ(ア)中「(中規模建築物については、135センチメートル以上)」を削る。

第17条中「第3条から第15条まで」の次に「(第5条については、特別特定建築物のうち床面積の合計が500平方メートル未満のもの(中規模建築物を除く。)に限る。)」を加える。

附 則

1 この条例は、令和3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は、施行日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)にすることを含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に着手した建築については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条第4号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は適用しない。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区地区計画等の区域内における建

築物の制限に関する条例(昭和62年7月世田谷区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第25条」を「第26条」に改める。

別表第1の1の部東京都市計画南島山5丁目補助216号沿道地区地区整備計画区域の項を削り、同部に次のように加える。

東京都市計画千歳鳥山駅周辺地区地区整備計画区域	東京都市計画千歳鳥山駅周辺地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------------	--

別表第2東京都市計画南島山5丁目補助216号沿道地区地区整備計画の部を削り、同表備考以外の部分に次のように加える。

<p>東京都 市計画 千歳烏 山駅周 辺地区 地区整 備計画</p>	<p>商業地区A 1</p>	<p>1 道路又は駅前広場（計画図3に示す建築物等の用途の制限に係る道路又は駅前広場に限る。）に面する建築物の1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、寄宿舎、下宿及びこれらに附属する自動車車庫若しくは駐輪場（以下この部において「住宅等」という。）の用途に供するもの。ただし、住宅等の用途に供する部分への出入口については、この限りでない。 2 倉庫業を営む倉庫 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業の用に供するもの</p>	<p>法第68条の5の第1項又は第2項の規定による認定を受けた建築物の敷地においては、次に掲げる数値（次の各号に掲げる敷地のいずれにも該当する敷地については、第2号に定める数値）又は法第52条第1項第1号から第4号までに規定する数値のうち小さい数値。ただし、都市計画道路補助第129号線（以下この部において「補助129号線」という。）又は計画図2に示す区画道路1号、7号若しくは8号に接する敷地に接する敷地については、第2項又は第2項の認定を受ける建築物を除く。）の場合、この限りでない。</p>	<p>60㎡。ただし、公衆便所、巡査派出所その他公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に附属する門又は扉の面の位置については、次のとおりとする。 (1) 計画図4に示すとおり、第1号壁面線については、次のアからウまでに掲げる区分に、当該アからウまでに定める位置ア道路路面から高さ2.5m以下の部分道路中心線から4mイ道</p>	<p>計画図2に示す区画道路2号、3号、5号又は6号に接する敷地に係る建築物に限り、29m。ただし、補助129号線又は計画図2に示す区画道路1号、7号若しくは8号に接する敷地に係る建築物（法第68条の5の第1項又は第2項の規定による認定を受ける建築物を除く。）の場合、この限りでない。</p>	<p>計画図2に示す区画道路3号又は5号に接する敷地に係る建築物に限り、20m。ただし、補助129号線又は計画図2に示す区画道路8号に接する敷地に係る建築物（法第68条の5の第1項又は第2項の規定による認定を受ける建築物を除く。）の場合、この限りでない。</p>	<p>軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等が設けられ、ことができ、いこととなる敷地の部分に突出する形状</p>
	<p>商業地区A 2</p>							

<p>路面から高さ2.5mを超える部分から10m以下の部分道中心線から3m道路路面から高さ10mを超える部分道中心線から5m</p>	<p>(2) 計画図4に示すとおり、第2号壁面線については、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、</p>
<p>示す第1号壁面線又は第2号壁面線が定められている敷地10分の36</p>	
<p>(2) 計画図4に示す第3号壁面線が定められている敷地10分の48</p>	
	<p>商業地区A3</p>

当該アからウまでに定める位置。ただし、道路拡幅部分において、拡幅しない部分の道路中心線の見通し線を道路中心線とみなした場合には、次のアからウまでに定める位置が道路区域内に存するときは、この限りでない。
ア 道路路面から高さ2.5m以下の部分道路中心線

<p>の部分 について 道路 境界線 から1 m (6) 計画 図4に 示すと おり、 第6号 壁面線 につい ては、 補助12 9号線 の計画 線</p>		<p>建築物の各部分の高さ (敷地の地盤面が北側 の隣地(北側に前面道 路がある場合において は、当該前面道路の反 対側の隣接地)より1 m以上低い場合におい ては、当該敷地の地盤 面を当該高低差から1 mを減じたものに2分 の1を乗じて得たもの を加えた値だけ高い位 置にあるものとみなし て算出する。以下この 部において同じ。)は、 当該部分から前面道路 の反対側の境界線又は 隣地境界線(北側の前 面道路の反対側に水面、 線路敷その他これらに 類するもの(以下この 部において「水面等」</p>
		<p>10分の30。 ただし、敷 地面積が2, 000㎡以上 の場合は、 この限りで ない。</p>
	<p>商業地区B 1</p>	
	<p>商業地区B 2</p>	

<p>という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1外側に位置する線。以下この部において同じ。)までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては当該水平距離の値に1.25を乗じ10mを加えた値、水平距離が8mを超える範囲にあっては当該真北方向の水平距離から8mを減じた値に0.6を乗じ20mを加えた値。ただし、敷地面積が2,000㎡以上の場合には、この限りでない。</p>	<p>建築物の各部分の高さは、45mを限度に、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては当該水平距離の値に1.25を乗じ5mを加えた値、水平距離が8mを超える範囲にあっては当該真北方向の水平距離から8mを減じた値に0.6を乗じ15mを加えた値。ただし、敷地面積が2,000㎡以上の場合には、この限りでない。</p>	<p>軒、ひさし、</p>
		<p>建築物の外壁又はこれ</p>
	<p>10分の20。ただし、敷地面積が2,000㎡以上の場合は、この限りでない。</p>	
	<p>商業地区B3</p>	
	<p>沿道商業地区A</p>	

<p>手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドレイア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けることができな いこととなる敷地の部分に突出する形状</p>	
	<p>建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8 m以内の範囲にあっては当該水平距離の値に1.25を乗じ10 m (都市計画道路補助第216号線(以下この部において「補助216号線」という。)に接する敷</p>
<p>に代わる柱の面及び当該建築物に附属する門又は塀の面の位置については、計画図4に示すとおり、第6号壁面線については補助129号線の計画線</p>	
	<p>沿道商業地区B</p>

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保育料条例施行規則(平成27年3月世田谷区規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この規則において「ひとり親等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のいずれかに該当し、かつ、生計を一にする同居の親族がいない者であって、現に特定教育・保育等の利用に係る教育・保育給付認定子どもを扶養している教育・保育給付認定子どもの保護者

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。イを除き、以下同じ。)と死別した者であって、現に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

イ 配偶者と離婚した者であって現に婚姻をしていないもの

ウ 配偶者の生死が明らかでない者

エ 配偶者から遺棄されている者

オ 配偶者が拘禁されている者

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定により母子生活支援施設に入所している者

(2) 区長が前号に該当するものに準ずると認める者

(3) 次のいずれかに該当する特定教育・保育等の利用に係る教育・保育給付認定子ども又はその兄弟姉妹を扶養している教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳を交付され、又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳を交付された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の支給対象者

(4) 前号アからウまで及びオのいずれかに該当する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者

第3条第1項中「別表第1備考第1項第6号」を「別表第1備考第1項第5号」に改める。

第5条第1項中「別表第1備考第1項第6号」を「別表第1備考第1項第5号」に

改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「別表第1備考第8項」を「別表第1備考第6項」に、「別表第2備考第11項」を「別表第2備考第9項」に改め、同条を同条第2項とする。

第7条中「別表第2備考第8項」を「別表第2備考第7項」に改める。

附則第2項中「支給認定規則附則第4項」を「教育・保育給付認定規則附則第5項」に改める。

別表2の項中「B2階層」を「B1階層」に改め、同表5の項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、「第27条第1項第3号」の次に「及び第59条の4第1項」を加え、「都道府県が」を削り、「委託した」を「委託されている」に改め、同表備考第1項中「B2階層」を「B1階層」に改める。

附則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び別表5の項の改正規定(「昭和22年法律第164号」)を削る部分を除く。は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第55号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「児童福祉事業(国、都道府県又は区市町村における児童福祉に関する事務)」を「相談援助業務(同法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は区市町村における相談援助業務)」に改め、同条第2号中「社会福祉に関する事業」を「相談援助業務」に改める。

第32条各号列記以外の部分中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第1号中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同条第2号中「社会福祉に関する事業」を「相談援助業務」に改める。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第32条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の規定により乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長(以下「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この規則による改正後の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の規定により乳児院等の長として勤務している者とみなす。

次に掲げる規則を公布する。

令和3年6月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第103号

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第104号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第105号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第106号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第107号

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第108号

世田谷区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第109号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則(平成11年6月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。

本則中「岡田 篤」を「中村 哲也」に、「中村 哲也」を「岩本 康」に改める。

附則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「避難の指示」を「避難指示等の発令」に改める。

別表第1 災対医療衛生部の項中「生活保健課」を「生活保健課 住民接種統括担当課」に改める。

附則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年3月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国民保護対策医療衛生部の項中「生活保健課」を「生活保健課 住民接種統括担当課」に改める。

附則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区公報

<p>世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1D1の項中「9,000円以下」を「1円以上9,000円以下」に改め、同表備考3中「(以下「世帯の扶養義務者」という。)」を削り、同表中備考6及び備考7を削り、備考8を備考6とし、備考9を備考7とし、同表備考10中「備考9」を「備考7」に改め、同表備考10を同表備考8とする。</p> <p>別表第2D1の項中「12,000円以下」を「1円以上12,000円以下」に改め、同表備考2中「から扶養親族」の次に「(同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)」を加え、同表備考4中「別表第1備考2から備考8まで」を「別表第1備考2から備考6まで」に改める。</p> <p>別表第3C階層及びD1階層の部7の項中「所得の」を「所得額の」に改め、「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加える。</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の規定は、令和3年7月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。</p>	<p>第32号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条第28号中「住民接種調整担当課長」を「住民接種統括担当課長」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和3年7月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成10年9月世田谷区規則第101号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1号様式第1面中「㊟」を削り、「電話」を「電話番号」に改め、同様式第3面中「㊟」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。</p> <p>第2号様式中「㊟」を削り、「電話()」及び「電話()」を「電話番号」に改める。</p> <p>第3号様式中「㊟」を削り、「電話()」を「電話番号」に改める。</p> <p>「住所 氏名 第5号様式中(法人にあっては、その電話())」</p> <p>「㊟」</p> <p>事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」</p> <p>「住所</p>	<p>氏名 を(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)に改める。</p> <p>第6号様式中「㊟」を削り、「電話()」及び「電話()」を「電話番号」に改める。</p> <p>第7号様式中「㊟」を削り、「電話()」を「電話番号」に改める。</p> <p>第8号様式中「㊟」を削り、「電話()」を「電話番号」に改める。</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは当分の間、修正して使用することができる。</p> <hr/> <p>世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2を次のように改める。</p>
---	--	---

別表第2 (第4条関係)

(単位:円)

	工 種 名	仕 様	単位	単 価	備 考
1	U形溝工 (240)	人力掘削	m	13,500	
2	U形溝工 (240)	機械掘削	m	12,000	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工 (240・蓋)	人力掘削	m	24,500	
4	U形溝工 (240・蓋)	機械掘削	m	23,000	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工 (240)	人力掘削	m	24,200	
6	特L形・U形溝工 (240)	機械掘削	m	22,100	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工 (250B)	人力掘削	m	18,700	
8	L形溝工 (250B)	機械掘削	m	16,800	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工 (300B)	人力掘削	m	19,500	
10	L形溝工 (300B)	機械掘削	m	17,400	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工 (CO-240)		m	45,800	
12	U形溝用集水ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	80,100	
13	浸透U形ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	170,700	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	108,100	
15	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	55,900	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	60,200	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	62,800	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	67,100	深さ1.0m

19	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	9,000	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,200	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	9,200	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	7,700	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	10,000	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,500	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	13,900	RC-40・15cm+開粒1号・5cm +開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	11,800	RC-40・15cm+開粒1号・5cm +開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	人力施工	m ²	9,800	RM-40・15cm+密粒 (再生) ・ 5cm
28	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	機械施工	m ²	8,600	RM-40・15cm+密粒 (再生) ・ 5cm
29	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	人力施工	m ²	13,900	RM-40・15cm+粗粒 (再生) ・ 5cm+密粒 (再生) ・5cm
30	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	機械施工	m ²	11,500	RM-40・15cm+粗粒 (再生) ・ 5cm+密粒 (再生) ・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	9,200	
32	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	6,500	RC-30・平均3cm+開粒2号・ 5cm
33	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	5,600	RC-30・平均3cm+開粒2号・ 5cm
34	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	5,600	RC-30・平均3cm+開粒1号・ 5cm
35	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表基層打換)	人力施工	m ²	10,300	RC-40・平均3cm+開粒1号・ 5cm+開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m ²	8,700	RC-40・平均3cm+開粒1号・ 5cm+開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	6,600	RM-40・平均3cm+密粒 (再生) ・ 5cm
38	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	5,400	RM-40・平均3cm+密粒 (再生) ・ 5cm
39	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m ²	8,300	RM-40・平均3cm+粗粒 (再生) ・ 5cm+密粒 (再生) ・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	27,400	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	86,700	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	10,100	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,300	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	57,200	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	63,200	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	77,400	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	32,000	
48	取付管工 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	57,100	ソケット取付工を含む。

世田谷区公報

49	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	67,200	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	11,300	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	13,900	
52	水替工		日	7,300	側溝用
53	区画線設置工	熔融式・幅15cm	m	400	
54	交通誘導員		人	19,400	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m ²	2,300	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

(単位:円)

種別	形状寸法		単位	単価			備考						
				人力施工		機械施工							
排水本管(硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	110,500	深さは、人孔間の平均深さとする。						
				135,300	141,400								
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	143,100	149,700	117,200							
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	157,000		164,200	130,000				
					深さ3.40m以上	m		—	—	—			
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	153,900	160,800	125,400							
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	168,800		176,400	139,100				
					深さ3.40m以上	m		—	—	—			
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	90,200	108,900	68,900							
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	117,700		124,900	78,800				
					深さ2.20m以上2.60m未満	m		146,700	153,800	118,000			
						深さ2.60m以上3.00m未満		m	160,400	167,700	130,700		
								深さ3.00m以上3.40m未満	m	174,900	183,000	144,000	
									深さ3.40m以上	m	—	—	—
	排水本管(硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	30,200	—		22,900	深さは、人孔間の平均深さとする。				
深さ1.00m以上1.40m未満					m	37,200	—	26,600					
内径200mm		深さ1.00m未満	m	31,600	—	24,400							
				深さ1.00m以上1.40m未満	m	38,700	—	28,100					
					深さ1.40m以上1.80m未満	m	66,400	77,000		49,900			
						深さ1.80m以上2.20m未満	m	80,700		91,300	60,100		
							深さ2.20m以上2.60m未満	m		109,400	120,200	84,800	
								深さ2.60m以上		m	118,600	129,400	93,100
										深さ2.60m以上	m	118,600	129,400
内径250mm		深さ1.00m未満	m	39,200	—	30,100							
				深さ1.00m以上1.40m未満	m	47,900	—	34,700					
					深さ1.40m以上1.80m未満	m	71,200	82,000		53,800			
						深さ1.80m以上2.20m未満	m	85,900		96,800	64,300		
							深さ2.20m以上2.60m未満	m		115,000	126,100	89,200	
								深さ2.60m以上		m	124,700	141,400	97,800
	深さ2.60m以上								m	124,700	141,400	97,800	
									深さ2.60m以上	m	124,700	141,400	97,800

		深さ3.00m以上3.40m未満	m	138,500	—	110,600	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径300mm	深さ1.40m未満	m	56,200	—	41,700	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	80,300	92,300	61,200	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	96,000	108,100	72,200	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	126,000	138,400	97,700	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	136,600	154,700	107,200	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	151,400	—	120,800	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
		内径350mm	深さ1.80m未満	m	85,900	98,600	
	深さ1.80m以上2.20m未満		m	101,900	114,600	77,100	
	深さ2.20m以上2.60m未満		m	130,800	143,700	101,200	
	深さ2.60m以上3.00m未満		m	142,500	156,200	111,800	
	深さ3.00m以上3.40m未満		m	159,800	—	128,100	
深さ3.40m以上	m		—	—	—		
取付管(硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	25,000	—	深さは、排水本管(人孔間)の平均土被りとする。	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	26,800	—		
		深さ1.40m以上	m	29,100	—		
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	30,800	—		
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	32,700	—		
		深さ1.40m以上	m	34,900	—		
管防護工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm用	m	14,800	14,100			
	内径200mm用	m	15,400	14,800			
	内径250mm用	m	17,200	16,600			
	内径300mm以上用	m	17,700	17,100			
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一般	—	226,200	深さは、人孔深さとする。コンクリート蓋使用は、2,200円を加算する。
				253,100			
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	272,100	—	243,200	
	深さ1.20m以上	箇所	316,000	318,300	277,700		
	矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ1.00m未満	箇所	499,300	—	449,300	
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	578,700	582,900	520,900	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	621,800	625,900	556,900	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	669,000	673,100	596,300	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	747,800	752,500	664,100	
		深さ2.00m以上	箇所	873,600	880,500	784,400	
	円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	505,100	—	440,600	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	576,300	579,900	497,800	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	621,900	625,600	534,500	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	724,300	729,300	622,800	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	809,400	817,300	696,400	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	915,200	933,200	798,500	
		深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,026,900	1,044,800	906,300	
		深さ3.20m以上	箇所	—	—	—	
	組立矩形人孔	深さ1.20m未満	箇所	505,500	509,700	471,000	

世田谷区公報

	のり 内法90cm×60cm	深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	539,000	543,100	499,600		
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	580,300	584,500	536,100		
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	644,900	649,600	593,700		
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	741,600	748,500	687,400		
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	830,500	845,200	770,600		
		深さ2.80m 以上	箇所	897,300	912,100	840,100		
	組立 ^く 矩形人孔 内法120cm×60cm	深さ1.20m 未満	箇所	602,800	607,000	562,300		
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	632,500	636,700	586,500		
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	683,000	687,100	631,400		
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	759,500	764,200	700,200		
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	872,600	879,500	805,000		
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	978,900	993,700	909,600		
	組立 ^く 円形人孔 内径90cm	深さ1.20m 未満	箇所	447,800	451,500	410,600		
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	492,500	496,200	447,400		
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	543,500	548,600	493,300		
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	582,300	587,400	524,200		
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	644,300	652,200	580,500		
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	712,800	730,800	646,900		
		深さ2.80m 以上	箇所	—	—	—		
	副管 (硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	高さ1.00m 未満	箇所		88,200		89,600
			高さ1.00m 以上1.50m 未満	箇所		104,400		106,200
高さ1.50m 以上2.00m 未満			箇所		132,800	135,100		
高さ2.00m 以上			箇所		148,800	151,500		
副管 (硬質塩化ビニル管)	内径200mm	高さ1.00m 未満	箇所		122,400	123,900		
		高さ1.00m 以上1.50m 未満	箇所		139,700	141,600		
		高さ1.50m 以上2.00m 未満	箇所		167,800	170,200		
		高さ2.00m 以上	箇所		185,300	188,200		
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸型ます	—		
				83,800			93,600	
	内径50cm	深さ1.00m 未満	箇所	88,700	—	—		
		深さ1.00m 以上	箇所	109,600	—	—		
		深さ1.00m 未満異形乙使用	箇所	—	101,800	—		
		深さ1.00m 以上異形乙使用	箇所	—	122,700	—		
		深さ1.00m 未満異形丙使用	箇所	—	101,900	—		
		深さ1.00m 以上異形丙使用	箇所	—	122,800	—		
内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所		293,000	—			
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—		
				78,100			130,100	
	内径50cm		箇所	86,900	138,900	—		
	内径35cm	格子蓋 (角型)	箇所		76,800	—		
	内径50cm	格子蓋 (標準型)	箇所		96,000	—		
L形側溝	250B	m		15,100	14,300			
	300B	m		15,600	14,800			

世田谷区公報

令和3年7月20日 (第724号)

L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm	m	6,200	5,600
	300B用コンクリート厚さ10cm	m	6,700	6,100
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工(厚さ3cm)	m ²	2,900	—
試験掘工	A型(2.00m×1.00m×1.50m)	箇所	114,800	—
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)	箇所	33,300	—
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)	箇所	16,600	—
	A型(2.00m×1.00m×1.50m)アスファルト仮復旧	箇所	120,800	—
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)アスファルト仮復旧	箇所	36,300	—
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)アスファルト仮復旧	箇所	18,700	—
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額			
障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			
注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。				

<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和3年7月1日以後に助成の申請をする者について適用</p>	<p>し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <hr/> <p>訓 令 甲</p> <hr/> <p>◎世田谷区訓令甲第27号</p> <p>庁 中 一 般</p>	<p>世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和3年6月1日</p> <p>世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>別表13の部に次のように加える。</p>
--	--	---

子育て世帯特別給付金担当課	1 子育て世帯特別給付金の支給に関すること。				1 子育て世帯特別給付金の支給を決定すること。
---------------	------------------------	--	--	--	-------------------------

◎世田谷区訓令甲第28号	区訓令甲第41号)の一部を次のように改正する。	別表PCR対応班の項の次に次のように加える。
庁 中 一 般	令和3年6月1日	
世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷)	世田谷区長 保 坂 展 人	

子育て世帯特別給付金班	<p>班長 子ども・若者部長</p> <p>副班長 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長のうち区長が指定する者</p> <p>副班長 子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課長</p>	<p>世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>子ども・若者部子ども育成推進課</p> <p>子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課</p>
-------------	---	--

◎世田谷区訓令甲第29号	谷区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。	世田谷区長 保 坂 展 人
庁 中 一 般	令和3年6月23日	
宿日直手当支給規程(昭和43年4月世田)		第2条の表を次のように改める。

勤務の種類	単位	勤務時間	支給額		備考
			通常の日から始まる宿日直	年末年始の日から始まる宿日直	
管理宿直	1回につき	5時間以上の場合	5,900円	8,000円	(1) 年末年始の日とは、1月1日から同月3日までの日及び12月29日から同月31日までの日をいう。 (2) 通常の日とは、(1)以外の日をいう。
		5時間未満の場合	2,950円	4,000円	
オリンピックに伴うアメリカ合衆国選手団キャンプ待機宿直		5時間以上の場合	5,900円		
		5時間未満の場合	2,950円		

附 則

この訓令は、令和3年7月4日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第30号

庁 中 一 般
保 健 所

世田谷区保健所処務規程（昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月25日

世田谷区長 保 坂 展 人

第3条第1項の表中「生活保健課」を「

生活保健課
住民接種統括担当課」に改める。

第7条第1項の表以外の部分中「住民接種調整担当課」を「住民接種統括担当課、住民接種調整担当課」に改め、同表感染症対策課の部予防疫種担当係長の項第1号中「住民接種調整担当課住民接種調整担当係長」を「住民接種統括担当課住民接種統括担当係長、住民接種調整担当課住民接種調整担当係長」に改め、同条第2項の表以外の部分中「住民接種担当部長」の次に「、住民接種統括担当課及び住民接種統括担当係長」を加え、同表住民接種調整担当課の部住民接種調整担当係長の項第1号中「こ

と」の次に「(住民接種統括担当課住民接種統括担当係長又は接種体制整備担当課接種体制整備担当係長に属するものを除く。)」を加え、同部の前に次のように加える。

住民接種統括担当課

住民接種統括担当係長

(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に係る統括に関する

こと。
別表第2中2の部を3の部とし、1の部を2の部とし、同部の前に次のように加える。

1 住民接種統括担当課

件 名	区 長 決 定	副 区 長 決 定	所 長 決 定	住民接種担当部長決定	課 長 決 定
1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に係る統括に関する			1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に係る総合的な企画に関する	1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に係る運営管理の方針を策定する	1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に係る運営管理を行う

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
36-15
- 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目188番8の内
- 変更の区域
延長 7.83メートル
幅員 0.29メートルから0.38メートルまで
面積 2.67平方メートル
- 供用開始の期日
令和3年6月1日

14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 指定番号
31-D310-04
- 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目188番8の内
- 変更の区域
延長 11.05メートル
幅員 0.85メートルから0.90メートルまで
面積 9.72平方メートル
- 供用開始の期日
令和3年6月1日

◎世田谷区告示第487号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年6月1日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第488号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年6月1日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第489号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年6月1日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第490号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

◎世田谷区告示第486号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

令和3年6月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第491号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年6月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 社会福祉法人武蔵野会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都八王子市旭町12番4号
- 3 事業所の名称 相談支援クロスロード
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区北烏山一丁目29番15号
- 5 事業所番号 1331204865
- 6 事業の種類 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 知的障害者
- 8 指定の年月日 令和3年6月1日

◎世田谷区告示第493号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和3年6月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 社会福祉法人武蔵野会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都八王子市旭町12番4号
- 3 事業所の名称 相談支援クロスロード
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区北烏山一丁目29番15号
- 5 事業所番号 1371201003
- 6 事業の種類 障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 障害児
- 8 指定の年月日 令和3年6月1日

◎世田谷区告示第494号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成

14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月2日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 45-G319
- 2 変更の区間 世田谷区鎌田一丁目191番14から191番12まで
- 3 変更の区域
延長 15.98メートル
幅員 0.63メートル
面積 10.19平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月2日

◎世田谷区告示第495号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年6月4日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2874号
- 2 指定取消年月日 令和3年6月3日
- 3 指定取消の位置 世田谷区鎌田二丁目232番5の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 28.00メートル
- 6 申請者氏名 大隅 芳廣

◎世田谷区告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月4日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区喜多見四丁目3503番17から3503番16の内まで
(2) 世田谷区喜多見四丁目3503番16の内から3504番2の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 23.43メートル
幅員 0.18メートル
面積 4.25平方メートル
(2) 延長 31.92メートル
幅員 0.16メートルから0.17メートルまで
面積 5.27平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月4日

◎世田谷区告示第497号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月4日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区喜多見四丁目3504番2の内
- 3 変更の区域
延長 0.04メートル
幅員 0.17メートル
面積 0.005平方メートル

◎世田谷区告示第498号

令和3年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和3年6月4日
世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日 令和3年6月14日(月)午後1時
- 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 7-1
- 2 変更の区間 世田谷区粕谷二丁目135番53
- 3 変更の区域
延長 13.87メートル
幅員 0.50メートル
面積 6.94平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月7日

◎世田谷区告示第500号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年6月7日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第501号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年6月7日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

世田谷区公報

◎世田谷区告示第502号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年6月7日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第503号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 オリーブライフ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区羽根木一丁目19番6号シャトルヒエイ羽根木B1-102
- 3 事業者の名称 OLEA GROUP株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和3年5月26日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区松原一丁目99番35
- 3 変更の区域
延長 11.85メートル
幅員 0.09メートルから0.36メートルまで
面積 2.86平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月8日

◎世田谷区告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和3年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区松原三丁目875番7の内
- 3 変更の区域

延長 10.69メートル
幅員 0.69メートルから0.74メートルまで
面積 7.65平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年6月8日

◎世田谷区告示第506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区北沢三丁目511番7の内から522番6まで
- 3 変更の区域
延長 5.63メートル
幅員 0.40メートルから0.44メートルまで
面積 2.37平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月8日

◎世田谷区告示第507号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 公益財団法人日産厚生会介護相談センターたまがわ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区瀬田四丁目8番1号
- 3 事業者の名称 公益財団法人日産厚生会
- 4 廃止届受理年月日 令和3年5月28日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第508号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 48-19
- 2 変更の区間 世田谷区世田谷一丁目406番18の内から406番36まで
- 3 変更の区域
延長 8.91メートル
幅員 0.11メートルから

0.13メートルまで
面積 1.12平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年6月10日

◎世田谷区告示第509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-1
- 2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1823番30の内から1823番23の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.04メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.99平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月10日

◎世田谷区告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1823番23の内
- 3 変更の区域
延長 0.66メートル
幅員 0.07メートルから0.26メートルまで
面積 0.11平方メートル

◎世田谷区告示第511号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 42-G125
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区粕谷二丁目147番1地先無番から157番地先無番まで
(新) 世田谷区粕谷二丁目147番2地先無番から157番地先無番まで
- 3 廃止の期日

<p>令和3年6月10日</p> <p>◎世田谷区告示第512号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年6月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区奥沢二丁目489番7の内 3 変更の区域 延長 8.00メートル 幅員 0.14メートルから 0.15メートルまで 面積 1.20平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年6月10日 <hr/> <p>◎世田谷区告示第513号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和3年6月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定変更番号 第2875号 2 指定変更年月日 令和3年6月10日 3 指定変更の位置 世田谷区桜一丁目718番7の一部、718番8の一部、718番9の一部、718番16の一部、718番18の一部及び718番22 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 12.91メートル 6 申出者氏名 杉本 昭子 <hr/> <p>◎世田谷区告示第514号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除につい</p>	<p>て別紙のように告示する。 令和3年6月14日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第515号 次の世田谷区立地区会館は、令和3年10月19日から令和4年1月4日までの期間その供用を中止する。 令和3年6月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 世田谷区立尾山台地区会館 2 位置 東京都世田谷区等々力二丁目17番14号 <hr/> <p>◎世田谷区告示第516号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和3年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年6月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定番号 21-G142 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区松原一丁目539番5地先無番から539番4地先無番まで （新）世田谷区松原一丁目539番4地先無番 3 廃止の期日 令和3年6月15日 <hr/> <p>◎世田谷区告示第517号 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和3年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年6月15日 世田谷区長 保坂展人</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 番号 21-Z099 2 位置 世田谷区松原一丁目543番2 3 水路の延長 12.25メートル 4 水路の幅員 2.50メートル 5 水路の面積 30.73平方メートル 6 廃止の期日 令和3年6月15日 <hr/> <p>◎世田谷区告示第518号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理水路を次のように設置し、その区域を決定し、供用を開始する。 この関係図面は、令和3年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年6月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番号 21-Z112 2 位置 世田谷区松原一丁目543番2の内から543番2地先無番まで 3 水路の延長 13.97メートル 4 水路の幅員 1.73メートルから1.86メートルまで 5 水路の面積 25.51平方メートル 6 供用開始の期日 令和3年6月15日 7 用途 区管理水路 <hr/> <p>◎世田谷区告示第519号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。 令和3年6月15日 世田谷区長 保坂展人</p>
---	--	--

令和2年度下半期の財政状況（令和3年3月31日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,254.6億円	1,992.3億円	502.5億円	98.3億円	196.2億円	490.5億円	4,534.4億円
収入済額	1,202.4億円	1,768.2億円	488.7億円	76.5億円	5.3億円	467.1億円	4,008.3億円
収入率	95.8%	88.7%	97.3%	77.9%	2.7%	95.2%	88.4%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	土木費	教育費	環境費	公債費	その他	合計
予算現額	1,727.2億円	1,448.7億円	454.9億円	391.7億円	134.9億円	54.0億円	323.0億円	4,534.4億円
支出済額	1,466.8億円	1,306.5億円	322.7億円	314.2億円	124.2億円	53.5億円	182.4億円	3,770.3億円
執行率	84.9%	90.2%	70.9%	80.2%	92.1%	99.1%	56.5%	83.1%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会 計		国民健康保険 事業会計	後期高齢者 医療会計	介護保険 事業会計	学校給食費 会計
予算現額		817.3億円	225.1億円	720.3億円	30.2億円
歳 入	収入済額	748.4億円	214.1億円	610.8億円	18.2億円
	収入率	91.6%	95.1%	84.8%	60.1%
歳 出	支出済額	751.5億円	212.2億円	608.7億円	20.9億円
	執行率	92.0%	94.3%	84.5%	69.0%

4. 区民の区税負担

年度	日本人人口	外国人人口	人 口 計	世 帯	特別区税予算 現 額	1人あたりの 負 担 額	1世帯あたりの 負 担 額
平成28年度	877,508人	18,549人	896,057人	470,579世帯	117,833,019千円	131,502円	250,400円
平成29年度	883,516人	20,097人	903,613人	476,252世帯	118,597,194千円	131,248円	249,022円
平成30年度	890,581人	21,514人	912,095人	483,199世帯	120,872,043千円	132,521円	250,150円
令和元年度	898,494人	23,062人	921,556人	490,857世帯	124,048,868千円	134,608円	252,719円
令和2年度	898,631人	21,840人	920,471人	491,879世帯	125,462,076千円	136,302円	255,067円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	民生債	総務債	減税等補てん債	合計
現在高	254.3億円	151.6億円	130.7億円	85.8億円	25.2億円	647.7億円
構成比	39.3%	23.4%	20.2%	13.3%	3.9%	100.0%

6. 区有財産の状況

土 地	建 物	工 作 物	有価証券	出資による権利	債 権	基 金
253万1698.57㎡	127万8507.03㎡	305億935万円	4億3000万円	28億4296万円	69億3345万円	1181億3492万円

7. 一時借入金の状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第520号

世田谷区住居表示に関する条例（昭和38年10月世田谷区条例第24号）第2条の規定により、東京都世田谷区給田一丁目の一部について、令和3年7月5日から、別図(-)に示す街区の区域及び街区符号を別図(□)に示すとおり変更する。

令和3年6月16日

世田谷区長 保坂展人

別図省略

◎世田谷区告示第521号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月18日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

- (1) 23-D541-03
- (2) 23-D541-04

2 変更の区間

- (1) 世田谷区船橋一丁目297番3の内

- (2) 世田谷区船橋一丁目297番3の内

3 変更の区域

- (1) 延長 11.68メートル
- 幅員 0.03メートルから0.58メートルまで
- 面積 3.06平方メートル
- (2) 延長 1.56メートル
- 幅員 0.00メートルから0.004メートルまで
- 面積 0.003平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年6月18日

◎世田谷区告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年6月18日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類

東京都市計画地区計画千歳鳥山駅周辺地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

世田谷区南鳥山四丁目、南鳥山五丁目及び南鳥山六丁目各区内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年6月18日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類

東京都市計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分

19m第2種高度地区

世田谷区南鳥山四丁目、南鳥山五丁目及び南鳥山六丁目各区内

45m第2種高度地区

世田谷区南鳥山四丁目及び南

烏山五丁目各
第3種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南
烏山五丁目各
追加する部分
19m第2種高度地区
世田谷区南烏山五丁目地内
28m第2種高度地区
世田谷区南烏山四丁目地内
28m第3種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南
烏山六丁目各
31m第3種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南
烏山五丁目各
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第524号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類
東京都市計画防火地域及び準防火地域
2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
防火地域
世田谷区南烏山四丁目地内
準防火地域
世田谷区南烏山五丁目地内
追加する部分
防火地域
世田谷区南烏山五丁目地内
準防火地域
世田谷区南烏山四丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第525号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区南烏山五丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第526号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第11条第1項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 地区街づくり計画の名称
千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山二丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、上祖師谷一丁目、粕谷四丁目、給田二丁目及び給田三丁目各
3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第527号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 街づくり誘導地区の名称
千歳烏山駅周辺地域街づくり誘導地区[駅前地域]
2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山四丁目、南烏山五丁目及び南烏山六丁目各
3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称
千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画
4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる建築行為等
5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期
令和3年7月18日

◎世田谷区告示第528号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 地区街づくり計画の名称
千歳烏山駅北口地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山六丁目各
3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第529号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第5項において準用する同条第3項の規定により、街づくり誘導地区を廃止したので、次のとおり告示する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 街づくり誘導地区の名称
千歳烏山駅北口地区街づくり誘導地区
2 街づくり誘導地区を廃止する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山六丁目各
3 街づくり誘導地区を廃止する区域に係る地区街づくり計画の名称
千歳烏山駅北口地区地区街づくり計画

◎世田谷区告示第530号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。
令和3年6月18日
世田谷区長 保坂展人
1 地区街づくり計画の名称
南烏山五丁目補助216号沿道地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山五丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第531号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和3年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年6月22日
世田谷区長 保坂展人
1 指定番号
21-G253
2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区若林五丁目414番6地先無番から413番3地先無番まで
(新)世田谷区若林五丁目413番4

地先無番から413番3地先無番まで
3 廃止の期日
令和3年6月22日

◎世田谷区告示第532号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和3年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 通所介護ビバ・フローラ南館認知症対応型
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目36番12号
- 3 事業者の名称 ルパックス透光株式会社
- 4 指定年月日 令和3年7月1日
- 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第533号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和3年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイ・ホームたまがわ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区野毛二丁目4番4号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人老後を幸せにする会
- 4 指定年月日 令和3年7月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第534号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和3年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイ・ホーム等々力
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区等々力五丁目19番11号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人老後を幸せにする会
- 4 指定年月日 令和3年7月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第535号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとお

り道路の位置の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年6月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2860号
- 2 指定年月日 令和3年6月22日
- 3 指定の位置 世田谷区瀬田二丁目821番3の一部
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 2.50メートル
- 6 申請者氏名 オーパスワン株式会社
代表取締役 荒木 嗣則

◎世田谷区告示第536号

令和3年6月23日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和3年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第1次)
 - 2 令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第2次)
- 別添省略

◎世田谷区告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R3-1
- 2 認定する起終点 世田谷区祖師谷六丁目794番1から794番119まで
- 3 道路の延長 83.35メートル
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の面積 429.02平方メートル
- 6 供用開始の期日 令和3年6月24日

◎世田谷区告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 54-30
- 2 変更の区間

- (1) 世田谷区祖師谷六丁目794番120から794番117まで
- (2) 世田谷区祖師谷六丁目794番118から794番73まで

3 変更の区域

- (1) 延長 27.44メートル
幅員 0.24メートルから0.36メートルまで
面積 7.31平方メートル
- (2) 延長 17.13メートル
幅員 1.24メートルから1.25メートルまで
面積 20.65平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年6月24日

◎世田谷区告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-34
- 2 変更の区間 世田谷区粕谷四丁目522番56
- 3 変更の区域 延長 8.11メートル
幅員 0.99メートル
面積 8.11平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月25日

◎世田谷区告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 32-26
- 2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1060番16の内
- 3 変更の区域 延長 6.72メートル
幅員 0.55メートルから0.56メートルまで
面積 3.77平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年6月25日

◎世田谷区告示第541号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	40-14
2	変更の区間	世田谷区代沢二丁目130番17
3	変更の区域	延長 6.49メートル 幅員 0.17メートルから 0.24メートルまで 面積 1.36平方メートル
4	供用開始の期日	令和3年6月25日

◎世田谷区告示第542号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和3年6月25日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定変更番号	第2872号
2	指定変更年月日	令和3年6月24日
3	指定変更の位置	世田谷区弦巻一丁目62番36の一部及び62番37の一部
4	道路の幅員	4.00メートル
5	道路の延長	4.66メートル
6	申請者氏名	株式会社 シティートータルプラン 代表取締役 井口雅弘

◎世田谷区告示第543号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	42-G138
2	一部を廃止する起終点	(旧) 世田谷区給田一丁目473番3から441番7まで (新) 世田谷区給田一丁目473番3から476番6地先無番まで
3	廃止の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第544号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	42-G012
2	廃止する起終点	世田谷区給田一丁目476番7地先

無番から476番7地先無番まで	
3 廃止の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第545号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	42-G013
2	廃止する起終点	世田谷区給田一丁目476番2
3	廃止の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第546号
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	番号	42-Z009
2	位置	世田谷区給田一丁目400番1地先無番から400番1地先無番まで
3	廃止の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第547号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区若林三丁目169番23
3	変更の区域	延長 3.34メートル 幅員 0.55メートルから 0.74メートルまで 面積 2.20平方メートル
4	供用開始の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第548号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	40-14
2	変更の区間	世田谷区代沢二丁目128番13
3	変更の区域	延長 10.90メートル 幅員 0.17メートルから 0.24メートルまで 面積 2.27平方メートル
4	供用開始の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第549号
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	番号	22-Z188
2	位置	世田谷区上北沢五丁目1272番3地先無番から1272番6地先無番まで
3	廃止の期日	令和3年6月28日

◎世田谷区告示第550号
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
 この関係図面は、令和3年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1	番号	(1) 22-Z319 (2) 22-Z320
2	位置	(1) 世田谷区上北沢五丁目1272番3地先無番 (2) 世田谷区上北沢五丁目1272番8地先無番
3	用途	区管理水路

◎世田谷区告示第551号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年6月30日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	(1) 28-1 (2) 28-1
---	------	----------------------

- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区岡本二丁目574番10の内
 - (2) 世田谷区岡本二丁目574番10の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 52.53メートル
幅員 0.74メートルから
0.82メートルまで
面積 48.95平方メートル
 - (2) 延長 32.69メートル
幅員 1.97メートルから
2.64メートルまで
面積 70.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年6月30日

◎世田谷区告示第552号

- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
- この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区喜多見七丁目3336番10
 - 3 変更の区域
 - 延長 13.96メートル
 - 幅員 0.00メートルから
0.01メートルまで
 - 面積 0.13平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和3年6月30日

◎世田谷区告示第553号

- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
- この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区梅丘一丁目1474番37から
1474番5の内まで
 - 3 変更の区域
 - 延長 7.69メートル
 - 幅員 0.19メートルから
0.22メートルまで
 - 面積 1.63平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和3年6月30日

◎世田谷区告示第554号

- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
- この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和3年6月30日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区新町二丁目396番6の内
 - 3 変更の区域
 - 延長 9.87メートル
 - 幅員 0.16メートルから
0.19メートルまで
 - 面積 1.77平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和3年6月30日

◎世田谷区告示第555号

- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
- この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
36-5
 - 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺二丁目1171番26地
先無番
 - 3 変更の区域
 - 延長 10.62メートル
 - 幅員 0.54メートル
 - 面積 5.78平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和3年6月30日

◎世田谷区告示第556号

- 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
- この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
- 1 指定番号
21-G073-01
 - 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区豪徳寺二丁目1171番26地先無番から1171番27地先無番まで
(新) 世田谷区豪徳寺二丁目1171番27地先無番
 - 3 廃止の期日
令和3年6月30日

◎世田谷区告示第557号

- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
- この関係図面は、令和3年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1

- 2 変更の区間
杉並区上高井戸一丁目140番4の内
- 3 変更の区域
 - 延長 7.59メートル
 - 幅員 0.48メートルから
0.50メートル
 - 面積 3.89平方メートル

◎世田谷区告示第558号

- 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第559号

- 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第560号

- 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。
- 令和3年6月30日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第60号

- マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。
- 令和3年6月1日
世田谷区長 保坂展人
- 1 組合の名称
ニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合
 - 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
ニューウェルハイツ自由が丘
東京都世田谷区奥沢五丁目166番
 - 3 施行再建マンションの敷地の区域
東京都世田谷区奥沢五丁目166番
 - 4 事業施行期間
令和2年11月から令和6年12月まで
 - 5 事務所の所在地
東京都千代田区大手町一丁目9番2号三菱地所レジデンス株式会社建替事業部内
 - 6 設立認可の年月日
令和2年11月12日
 - 7 定款及び事業計画の変更の認可の年

月日
令和3年6月1日

◎世田谷区公告第61号
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づきニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、当該変更に係る図書を同条第2項において準用する同法第14条第3項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月1日
世田谷区長 保坂展人

1 施行マンションの名称及びその敷地の区域
ニューウェルハイツ自由が丘
東京都世田谷区奥沢五丁目166番

2 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課

3 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第62号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月3日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜二丁目 613番1 613番13 613番14 613番15 613番16 613番17 613番18 613番19 613番20 613番21	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

◎世田谷区公告第63号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月7日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 給田一丁目 478番5 478番6 478番7	東京都千代田区 有楽町一丁目13番1号 第一生命保険株式会社

478番8 478番9 478番10 478番11 478番12 478番13 478番14 478番15 478番16 478番17 478番18 478番19 478番20 478番21 478番22 478番23 478番24 705番5 786番2 786番3 786番4 786番5 786番6 900番3 900番4 900番5 903番4 上祖師谷七丁目 547番24	代表取締役 稲垣精二
---	------------

◎世田谷区公告第64号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月7日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 等々力八丁目 64番7	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役社長 嘉村 徹

◎世田谷区公告第65号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月14日
世田谷区長 保坂展人

書類の送付を受けるべき者
氏 名 小林 悠紀弥
住所（又は最後の住所） 東京都世田谷区成城一丁目28番3

◎世田谷区公告第68号
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

発行行為に関する工事は、完了した。
令和3年6月14日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜丘四丁目 2780番1 2780番12 2780番13	東京都渋谷区 初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子一郎

◎世田谷区公告第66号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月14日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜丘四丁目 3331番2 3331番5 3331番6 3332番1 3332番3 3332番3先無番の一部 3334番5 3334番6	東京都渋谷区 初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子一郎

◎世田谷区公告第67号
次の表に記載する者に対する越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業施行者吉川市吉川中央土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分のお知らせに係る書類は、送付すべき場所を確認することができず、これを送付することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容が令和3年6月15日から同月25日までの間、埼玉県吉川市大字平沼1335番地所在の吉川市吉川中央土地区画整理組合揭示場に揭示されている。

令和3年6月15日
世田谷区長 保坂展人

令和3年6月17日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第69号

世田谷区公報

公売公告兼見積価額公告
 地方税法(昭和25年法律第226号)第331条第6項並びに国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により、別紙のとおり差押財産の公売に係る事項及び見積価額を公告する。
 令和3年6月18日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区公告第70号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和3年6月18日
 世田谷区長 保坂展人
 1 都市計画の種類
 東京都計画用途地域
 2 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第71号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和3年6月22日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上祖師谷五丁目1060番9 1060番10 1060番11 1060番12 1060番13 1060番28	東京都立川市高松町一丁目30番11号 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ 代表取締役 濱中敏之

◎世田谷区公告第72号
 国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。
 令和3年6月24日
 世田谷区長 保坂展人
 1 事業計画が定められた年月日
 令和3年4月1日
 2 調査を実施する者の名称
 世田谷区
 3 調査地域
 世田谷区喜多見六丁目の一部
 世田谷区若林一丁目の一部
 世田谷区赤堤二丁目の一部
 4 調査面積
 0.12平方キロメートル
 5 調査内容
 地籍調査
 6 調査期間
 令和3年6月24日から令和4年3

月11日まで
 ◎世田谷区公告第73号
 情報公開制度の実施状況の公表について
 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世

田谷区条例第6号)第28条の規定により、令和2年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。
 令和3年6月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況						取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示	不存在	存否応答拒否等	
区長	354	155	162	14	4	9	1	23
教育委員会	22	2	12	2	1	1	0	6
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	0	0	0	0	0	1
議	0	0	0	0	0	0	0	0
計	378	157	175	16	5	10	1	30

2 請求者内訳
 区内在住者 58人
 区内法人等 63団体
 区内在勤者 4人
 区内在学者 0人
 その他 253人

3 開示決定等の期間延長の状況
 (1) 30日までの延長
 区長 17件
 教育委員会 3件
 選挙管理委員会 0件
 監査委員 0件
 農業委員会 0件
 議 0件
 計 20件
 (2) 30日を超える延長
 区長 2件
 教育委員会 2件
 選挙管理委員会 0件
 監査委員 0件
 農業委員会 0件
 議 0件
 計 4件
 4 その他

不服申立て件数 4件

◎世田谷区公告第74号
 個人情報保護制度の実施状況の公表について
 世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第48条の規定により、令和2年度の個人情報保護制度の実施状況を次のとおり公表する。
 令和3年6月25日
 世田谷区長 保坂展人
 1 個人情報を取り扱う業務の登録及び処理の委託並びに個人情報の目的外利用及び外部提供の状況
 (1) 業務登録件数 255件
 (2) 外部委託件数 670件
 (3) 目的外利用件数 491件
 (4) 外部提供件数 554件
 2 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録の状況
 (1) システム開発等に伴う新たな記録 3件
 (2) 既存システムへの記録項目の追加 3件

3 保有個人情報の開示、訂正及び利用中止の請求の状況
 (1) 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況						取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示	不存在	存否応答拒否等	
区長	99	18	63	13	3	8	2	5

教育委員会	12	4	3	5	0	5	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	111	22	66	18	3	13	2	5

(2) 開示請求に対する決定期間延長の件数

- ア 30日までの延長 21件
- イ 30日を超える延長 8件

(3) 訂正請求件数 0件

(4) 利用中止請求件数 0件

4 その他

- (1) 不服申立て件数 2件
- (2) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への諮問件数
 - ア 収集禁止事項の収集 0件
 - イ 本人外からの収集 2件
 - ウ 外部委託 27件
 - エ 目的外利用 5件
 - オ 外部提供 3件
 - カ 電子計算機への記録 6件
 - キ 回線結合 24件
 - ク その他 2件

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第7号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
 令和3年6月1日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第8号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和3年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
 令和3年6月1日
 世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,482
6分の1の数	129,010
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,677

◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号
 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭

和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
 令和3年6月1日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙におけるポスター掲示場を、「令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧」の場所に設置する。
 令和3年6月23日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
 令和3年6月24日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和3年6月24日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
 令和3年6月24日
 世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,517
6分の1の数	129,306
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,973

◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。
 令和3年6月25日

世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。
 令和3年6月25日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。
 令和3年6月25日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号
 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。
 令和3年6月25日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号
 令和3年6月23日世田谷区選挙管理委員会告示第10号の一部を次のように訂正する。
 令和3年6月25日
 世田谷区選挙管理委員会
 告示中「公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項」を「東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和56年東京都条例第66号)第1条第1項」に、「東京都議会議員選挙に」を「東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)に」に訂正する。

◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号
 令和3年6月25日世田谷区選挙管理委員会告示第16号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。
 令和3年6月28日
 世田谷区選挙管理委員会
 以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号
 令和3年6月25日世田谷区選挙管理委員会告示第15号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。
 令和3年6月29日
 世田谷区選挙管理委員会
 以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号

令和3年6月25日世田谷区選挙管理委員会告示第15号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和3年6月29日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項及び第25条の規定により、令和3年6月25日世田谷区選挙管理委員会告示第15号に係る第48投票区投票所の投票管理者職務代理者を、次のとおり変更した。

令和3年6月30日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

告 示（選挙長）

◎東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する第62条第6項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長 山内 彰

- 1 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区役所第一庁舎5階
- 2 日時 令和3年7月1日 午後5時30分開始

◎東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）において、同年6月25日、別紙のとおり候補者の届出があった。

令和3年6月25日

東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長 山内 彰

別紙省略

◎東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第6項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）の候補者届出書記載事項の異動について、同年6月28日次のとおり届出があった。

令和3年6月29日

東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長 山内 彰

以下省略

◎東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

第89条第6項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）の候補者届出書記載事項の異動について、同年6月30日次のとおり届出があった。

令和3年6月30日

東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）
選挙長 山内 彰

以下省略

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第11回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年6月18日

世田谷区農業委員会会長
穴戸 幸男

- 1 開催日時 令和3年6月24日（木）
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階会議室
- 3 審議事項
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
(3) 第3号議案 その他の事項について